

第 90 類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
  - (a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品(加硫したゴム(硬貨ゴムを除く。)製のものに限る。第 40.16 項参照)革製品(第 42.04 項参照)コンポジションレザー製品(第 42.04 項参照)及び紡織用纖維製品(第 59.11 項参照)
  - (b) 紡織用纖維製の支持用ベルトその他の支持用の製品(その弾性のみにより身体の一部を支え又は保持する効果を意図したものに限る。例えば、妊婦用ベルト、胸部支持用包帯、腹部支持用包帯及び関節用又は筋肉用のサポート)(第 11 部参照)
  - (c) 第 69.03 項の耐火製品及び第 69.09 項の理化学用その他の技術的用途に供する陶磁製品
  - (d) 卑金属製又は貴金属製の鏡で光学用品でないもの(第 83.06 項及び第 71 類参照)及び第 70.09 項のガラス鏡で光学的に研磨してないもの
  - (e) 第 70.07 項、第 70.08 項、第 70.11 項、第 70.14 項、第 70.15 項又は第 70.17 項の物品
  - (f) 第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品(第 15 部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第 39 類参照)
  - (g) 第 84.13 項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅(第 84.23 項参照)持上げ用又は荷扱い用の機械(第 84.25 項から第 84.28 項まで参照)紙又は板紙の切断機(第 84.41 項参照)第 84.66 項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの(目盛りを読むための光学的機構を有するもの(例えば、光学式割出台)を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの(例えば、しん出し望遠鏡)を除く。)計算機(第 84.70 項参照)並びに第 84.81 項の弁その他の物品
  - (h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト(第 85.12 項参照)第 85.13 項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機(第 85.19 項及び第 85.20 項参照)サウンドヘッド(第 85.22 項参照)スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びディジタルカメラ(第 85.25 項参照)レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器(第 85.26 項参照)第 85.37 項の数値制御用の機器、第 85.39 項のシールドビームランプ並びに第 85.44 項の光ファイバーケーブル
  - (ij) 第 94.05 項のサーチライト及びスポットライト
  - (k) 第 95 類の物品
  - (l) 容積測定具(構成する材料により該当する項に属する。)
  - (m) スプール、リールその他これらに類する巻取用品(構成する材料により該当する項に属する。例えば、第 39.23 項及び第 15 部)
- 2 この類の物品の部分品及び附属品は、1 の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。
  - (a) 当該部分品及び附属品は、この類、第 84 類、第 85 類又は第 91 類のいずれかの項(第 84.85 項、第 85.48 項及び第 90.33 項を除く。)に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。
  - (b) (a)に定めるものを除くほか、特定の機器又は同一の項の複数の機器(第 90.10 項、第 90.13 項又は第 90.31 項の機器を含む。)に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、これらの

機器の項に属する。

(c) その他の部分品及び附属品は、第 90.33 項に属する。

3 第 16 部の注 4 の規定は、この類においても適用する。

4 第 90.05 項には、武器用望遠照準器、潜水鑑用又は戦車用の潜望鏡及びこの類又は第 16 部の機器用の望遠鏡を含まないものとし、これらの望遠照準器、潜望鏡及び望遠鏡は、第 90.13 項に属する。

5 第 90.13 項及び第 90.31 項のいずれにも属するとみられる光学式測定機器及び光学式検査機器は、第 90.31 項に属する。

6 第 90.21 項において「整形外科用機器」とは、身体の変形の予防若しくは矯正に使用する機器又は疾病、施術若しくは負傷に伴い器官を支持するために使用する機器をいう。

整形外科用機器には、寸法を採つて作られる又は大量生産されるといふいすれかの条件で、対ではなく単独で提示され、整形外科的矯正のために、左右の足のいすれかにかかわらず装着できるよう設計された履物及び中敷きを含む。

7 第 90.32 項には、次の物品のみを含む。

(a) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の变量の自動調整機器及び温度の自動調整機器（実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴つて変化する電気現象により作動するものであるかないかを問わない。）

(b) 非電気的量の自動調整機器（実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴つて変化する電気現象により作動するものに限る。）及び電気的量の自動調整機器